



埼玉県報

第580号
令和7年(2025年)
1月7日
火曜日

目次

告示

- 埼玉会館の指定管理者の指定（文化振興課）
- 埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定（産業支援課）
- 増林土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 埼玉県みどりの村の指定管理者の指定（森づくり課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 大宮公園の一部の区域の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 埼玉スタジアム2002公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目十五番一号

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

N e C S T

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、増林土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一	就任	職名	氏名	住所
	理事	石井孝幸	埼玉県越谷市大字増林四千四百六番地三	
	同	岡安孝明	同 増林二丁目三百七十番地二	
	同	小島操	同 大字増森千七百七十七番地五	
	同	渋谷勇	同 同 二千三百九十五番地一	
	同	須賀芳朗	同 増林三千九百二番地	
	同	関根栄	同 増森千六百二十五番地	
	同	戸張一實	同 増林一丁目十五番地一	
	同	中村敏久	同 増森二丁目百九十九番地一	
	同	林信雄	同 中島三丁目五番地	
	同	三ツ木宗一	同 大字増林三千二百四十番地	
	同	森田恒光	同 増森二百七十五番地	
	同	山崎和夫	同 増林五千五百九十二番地	
	同	吉田忠茂	同 増森二千四百八十四番地	
	同	榎本笑美子	同 花田七丁目六番地十七	
	同	小島礼子	同 大字増森千七百二十八番地一	
	監事	今井隆夫	同 増林三千九百十七番地	
	同	尾川進	同 同 二千六百四十五番地	
	同	鈴木操	同 同 三千七百六十四番地	
二	退任			
	職名	氏名	住所	
	理事	石井一司	埼玉県越谷市増林二丁目三百七十三番地一	
	同	石井孝幸	同 大字増林四千四百六番地三	
	同	内野光喜	同 中島二丁目十五番地	
	同	榎本昭司	同 花田七丁目六番地十七	
	同	岡安進	同 大字増林三千四百六十三番地	

告 示

埼玉県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

監事 荒川 安平 埼玉県幸手市大字槇野地三百九十二番地

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県みどりの村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社高橋造園

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野二十七番地

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―四二―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県戸田市新曾南二丁目四千七百九十九番外三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千十六・六立方メートル

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、大宮公園の一部の区域の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 管理する区域

埼玉県さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉スタジアム2002公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年一月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年十月二十九日

指令川建セ第〇六〇一五〇号

二 検査済証番号

令和六年十二月二十六日

川建セ第〇六〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中里二千百四十二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目十六番十八―一〇九号

平野 秀和